

# 湘南ベルマーレ持株会 入会申込書

湘南ベルマーレ持株会 宛

私は湘南ベルマーレの持株会の理念に賛同するとともに、同会の規約を承認したうえで、下記のとおり入会の申し込みをいたします。

平成24年 月 日

1. 新規拠出  
2. 追加拠出

(いずれかに○をつけてください。)

新規拠出金額  
追加拠出金額

口 (

※1口 50,000円 (最高10口)  
円) ※追加出資の方は追加分を合わせて  
最高20口となります。

入会金

円

※新規出資の方のみ必要です

フリガナ

氏名

(印)

年齢

才

住所

電話番号

FAX番号

Eメールアドレス

※入会申込書を受領後、振込用紙等関係書類を事務局からお送りいたします。 ※いただいた個人情報本持株会の活動に必要な範囲に限定して適切に利用いたします。 ※FAXでのお申込み後も本申込用紙は大切に保管をお願いいたします。

申込書送付先FAX番号 0463-24-2514

湘南ベルマーレ持株会事務局 担当：相原 〒254-0026 神奈川県平塚市中堂 12-25 TEL：0463-25-1211 FAX：0463-24-2514

## 湘南ベルマーレ持株会 規約

- 第1条 (名称)  
この会は湘南ベルマーレ持株会 (以下本会という) と称し、民法667条第1項に基づく組合とする。
- 第2条 (目的)  
本会は、個人、団体及び法人から広く資金を募り、株式会社湘南ベルマーレ (以下会社という) へ出資することにより、会社が保有・運営するプロサッカーチーム・湘南ベルマーレを積極的に支援する。また、湘南ベルマーレが湘南地域の市民に愛され、Jリーグの理念に従い、湘南地域におけるスポーツ文化の振興に貢献する活動を推進できるように援助をおこなうことを目的とする。
- 第3条 (事業)  
本会は、前条の目的を達成させるため、この規約の定めにより、会員の拠出金をもって会社の株式を購入し、本会の名義でその株式を保管するとともに当該株式にかかわる権利保全のための一切の業務を行なう。
- 第4条 (会員資格)  
本会の会員は、湘南ベルマーレを応援する個人、団体及び法人をもって構成する。
- 第5条 (入会)  
(1) 本会に入会を希望する個人、団体および法人は、理事長へ所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。  
(2) 入会を承認された会員は、申し込み口数に応じた金額を本会へ拠出することにより、本会に入会することができる。
- 第6条 (拠出金)  
(1) 拠出金は1口50,000円とする。  
(2) 拠出金の範囲は、最低1口 (5万円) から最高20口 (100万円) とする。
- 第7条 (株式の購入)  
(1) 本会は会社が増資を行なう時期において、会員の拠出金 (以下株式購入金という) をもって、会社から株式の購入 (委託手数料および消費税相当額を含む) を行なう。  
(2) 株式購入資金のうち、1株の売買取引または発行価格に満たない部分 (以下残金という) がある場合は、次回の株式購入資金等に充当することとする。
- 第8条 (理事長の受託)  
会員は前条により購入した株式を管理の目的をもって理事長に信託し、理事長はこれを受託する。
- 第9条 (株式分割等の取り扱い)  
前条により理事長に信託された株式にかかる配当、分割株式等の果実は会員には分配されない。
- 第10条 (配当金の再投資)  
会員は、信託株式にかかる配当金を本会の出資として拠出し、これを株式の購入にあてる。
- 第11条 (会員の持分)  
(1) 本会は前条により購入した株式を各会員の持分として会員別名簿に登録する。  
(2) 第7条の(1)により購入した株式については、当該購入時における各会員の拠出金総額に応ずる株式数。  
(3) 第7条の(2)ならびに第10条において購入した株式については、次回会社が増資を行なう時期まで本会の預かりとし会員募集時に希望する者に譲渡するものとする。
- 第12条 (持分の引き出し、譲渡、買入の禁止)  
(1) 会員は前条により購入した株式を各会員の持分として会員別名簿に登録する。ただし、譲渡承認に関する書類を理事長に提出し承認を受け、かつ譲渡代金が拠出金を超えないことを条件に、その持分を譲渡することができる。  
(2) 会員が持分の全部を他へ譲渡した場合は、その会員は自動的に退会するものとする。  
(3) いかなる事由に基づく場合においても、持分の引き出しに際し、会員に拠出金を超える代金を支払うことはできない。
- 第13条 (残余財産の処分)  
本会が理事会の決議、あるいはその他の方法により解散を決議した場合、本会の残余財産は、会員の希望があれば、本会への拠出金を限度として払い戻すことができる。会員への払い戻し後の残余財産については、解散に必要な経費を控除した残額すべてを理事会の決議によりスポーツに関連する公益団体に寄付するものとする。
- 第14条 (議決権の行使)  
信託株式にかかわる議決権は、受託者である本会理事長がこれを行使する。ただし、会員は各自の持分に相当する株式の議決権の行使について、持株会総会等において本会に意見を述べ、指示を与えることができる。
- 第15条 (持分明細の通知)  
本会は会員に対して、会員の持分に変更があった場合に限り、遅滞なく持分明細を通知する。
- 第16条 (役員を選任)  
(1) 本会の運営を円滑ならしめるため、本会の役員として、理事および監事それぞれ若干名を置く。理事および監事は、会員の中から次の手続きにより選任する。  
1. 理事会は、任期満了の1ヶ月前までに次期役員候補者を推薦し、理事会はこれを書面に会員に通知する。

2. 前号の候補者に異議ある会員は、書面にて理事長にその旨申し出る。  
3. 第1号の通知発信後2週間を経過したとき、前号の異議が会員数の2分の1に達しない場合には、当該候補者は選任されたものとし、現役員の任期満了と同時に就任する。  
4. 第2号の異議が会員数の2分の1を超えた場合は、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し、第1号から第3号の手続きをとるものとする。  
(2) 役員の任期は、就任の翌々年の5月末日までの2年間とする。ただし、任期満了時において前項第4号の手続きが進行中の場合、もしくはその他特別の事由により次期役員が選任されていない場合は、次期役員が選任されるまでの期間、任期を延長することができる。なお、再任を妨げない。  
(3) 理事は、互選により理事長を選任する。  
(4) 理事長は本会を代表し、本会則に定める業務を執行する。理事長に事故あるときは理事会で予め定めた順序に従って、その他の理事がこれに代わるものとする。
- 第17条 (理事会)  
(1) 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。  
(2) 理事長は必要に応じて理事会を招集する。  
(3) 理事会は次の事項を決定する。  
1. 本規約に基づき、理事会が決定すべきものとされた事項。  
2. その他、本会の業務の処理上重要と理事長が認めた事項。  
(4) 理事会の決定は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の議決によって行なう。
- 第18条 (総会)  
(1) 総会は、理事長の招集により毎年最低1回開催する。  
(2) 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の同意を得て請求があった場合、臨時に開催することができる。  
(3) 総会では次の事項を報告するものとする。  
1. 会の収入、支出に関する事項  
2. 会の保有する株式の受払に関する事項  
3. 会の規約改正に関する事項  
4. その他他に重大な関係のある事項
- 第19条 (監事)  
(1) 監事は理事の業務を監督する。  
(2) 監事は、必要と認めたときはいつでも、本会の業務の状況につき、理事長に報告を求めることができる。  
(3) 監事は、理事会において意見を述べることができる。
- 第20条 (事務処理)  
本会の事務処理は、湘南ベルマーレ持株会事務局にて行なう。
- 第21条 (入会金ならびに会費)  
(1) 会員は入会時に2,000円の入会金を納める。  
(2) 本会の運営に必要な経費は、必要に応じて会員が負担する。
- 第22条 (業務報告)  
理事会は、毎年3月末日をもって過去1年間の業務の状況報告を作成し、監事の承認を得たのち、会員に報告するものとする。
- 第23条 (本会の所在地)  
本会の所在地は、株式会社湘南ベルマーレ内に置く。
- 第24条 (規約の変更)  
本会則の変更は、次の手続きによる。  
1. 理事会は変更案を起草し会員に書面にて通知する。  
2. 前号の変更案に異議ある会員は、書面にて理事長に対しその旨申し出る。  
3. 第1号の通知発信後2週間を経過したとき、前号の異議が会員数の3分の1に満たない場合に当該変更案は効力を発生する。  
4. 第2号の異議が会員数の3分の1を超えた場合は、理事会は当該変更案を修正のうえ、改めて第1号から第3号の手続きをとるものとする。
- 【付則】  
第1条  
本会則は、2008年5月7日より実施する。  
第2条  
本会発足当初の理事および監事は、本会則16条1項の規定にかかわらず株式会社湘南ベルマーレにおいて選任するものとする。